



処分の方法： \_\_\_\_\_

施設の処理能力： \_\_\_\_\_

#### 4 (最終処分の場所、方法及び処理能力)

甲から、乙に委託された産業廃棄物の最終処分(予定)を次のとおりとする。

最終処分先の 番号	事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力

#### 5 (搬入業者)

第2条第2項の産業廃棄物の第2条第4項に指定する事業場への搬入は、次の収集・運搬業者が行う。

名 称： ※別途入札のうえ決定

住 所： \_\_\_\_\_

#### 第3条 (適正処理に必要な情報の提供)

1 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン(第2版)」を参照)の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

ア 産業廃棄物の発生工程

イ 産業廃棄物の性状及び荷姿

ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項

エ 混合等により生ずる支障

オ 日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項

カ 石綿含有産業廃棄物又は特定産業廃棄物が含まれる場合は、その事項

キ その他取扱いの注意事項

2 甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議の上、定めることとする。



## 第9条（報酬・消費税・支払い）

- 1 甲の委託する産業廃棄物の処分業務に関する報酬は、第2条第2項で定める金額とする。
- 2 甲の委託する産業廃棄物の処分業務に対する報酬についての消費税は、甲が負担する。
- 3 報酬の額が経済情勢の変化及び第3条第2項、第8条等により不相当となったときは、甲乙協議の上、これを改定することができる。
- 4 甲は、業務完了報告書の受領後に検査を実施する。乙は、検査に合格したときは、甲に委託料を請求するものとし、甲は請求書を受領した日から起算して30日以内に乙に支払うものとする。

## 第10条（内容の変更）

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約金額又は契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲乙協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項、第8条の場合も同様とする。

## 第11条（機密保持）

甲及び乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手方の書面による許諾を得なければならない。

## 第12条（契約の解除）

- 1 甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、催告の上、この契約を解除することができる。
- 2 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力（暴力団等）である場合又はそれと関係がある場合には、相互に催告することなく、この契約を解除することができる。
- 3 前2項の定めにより、この契約が解除される場合であって、この契約に基づいて引渡しを受けた産業廃棄物の処理について未だに完了していないものがあるときは、甲及び乙は、次の措置を講じなければならない。

### （1）乙の義務違反により甲が解除した場合

イ 乙は、解除された後も、未処理の産業廃棄物に対する処理責任を免れないことを認識し、当該産業廃棄物に対する処理業務を自ら実行するか、又は甲の承諾を得た上で、同一事業区分の許可を有する別の業者に乙の費用負担をもって行わせなければならない。

ロ 乙が別の業者に業務を委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金が乙にないときは、乙はその旨をあらかじめ甲に通知し、資金がないことを明確にしなければならない。

ハ ロによる通知を受けた場合、甲は、乙から業務を受託した業者に対し、差し当たり甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の産業廃棄物の処理を行わせるものとする。甲は、当該産業廃棄物の処理完了後、乙に対し、甲が負担した費用を請求し、又はこの契約に基づく甲の債務の相当額との相殺を求めることができる。

(2) 甲の義務違反により乙が契約を解除する場合

乙は、甲に対し、甲の義務違反に起因する損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を甲の費用負担により引き取ることを要求し、又は乙の費用負担により甲の事業場に運搬した上で、甲に対し、当該運搬に要した費用の支払を請求することができる。

第13条（協議）

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲乙が誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

第14条（契約の有効期間）

この契約は、有効期間を契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

第15条（契約保証金）

乙は、甲に対し契約保証金として 円を納付する。（※納付の場合）

甲は、乙が納付すべき契約保証金を秋田県財務規則第178条第 号の規定により免除する。（※免除の場合）

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲乙は各々記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 秋田県由利本荘市岩城内道川字築館1-1  
秋田県消防学校長 木内 英明 印

乙